

# 事業所における義務化事項について

## 障害児支援共通

- 安全計画の策定等について
- 自動車を運行する場合の所在確認等について
- 保育士特定登録取消者管理システムについて

# 安全計画の策定等について

## 【義務付けの内容】

令和5年4月1日より、次の事項が義務化（送迎の有無にかかわらず、全事業者が対象）

- ①障害児の安全の確保を図るため、事業所の設備の安全点検や事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導等、事業所における安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定すること。
- ②安全計画について従業者に周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しなければならないこと。
- ③保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。
- ④安全計画は定期的に見直しをすること。

## 自動車を運行する場合の所在確認等

### 【自動車を運行する場合の所在確認】

障がい児の事業所外での活動等のために自動車を運行するときは、障がい児の乗車及び降車の際に、点呼等の方法により障がい児の所在を確認すること。（**全事業者が対象**）

### 【送迎車両の安全装置の設置】

障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（ブザー等）を備え、当該装置により、障害児の所在を確認すること。（**児童発達支援、又は放課後等デイサービスを行う事業所が対象**）

#### ※ブザー等の設置が義務となる自動車

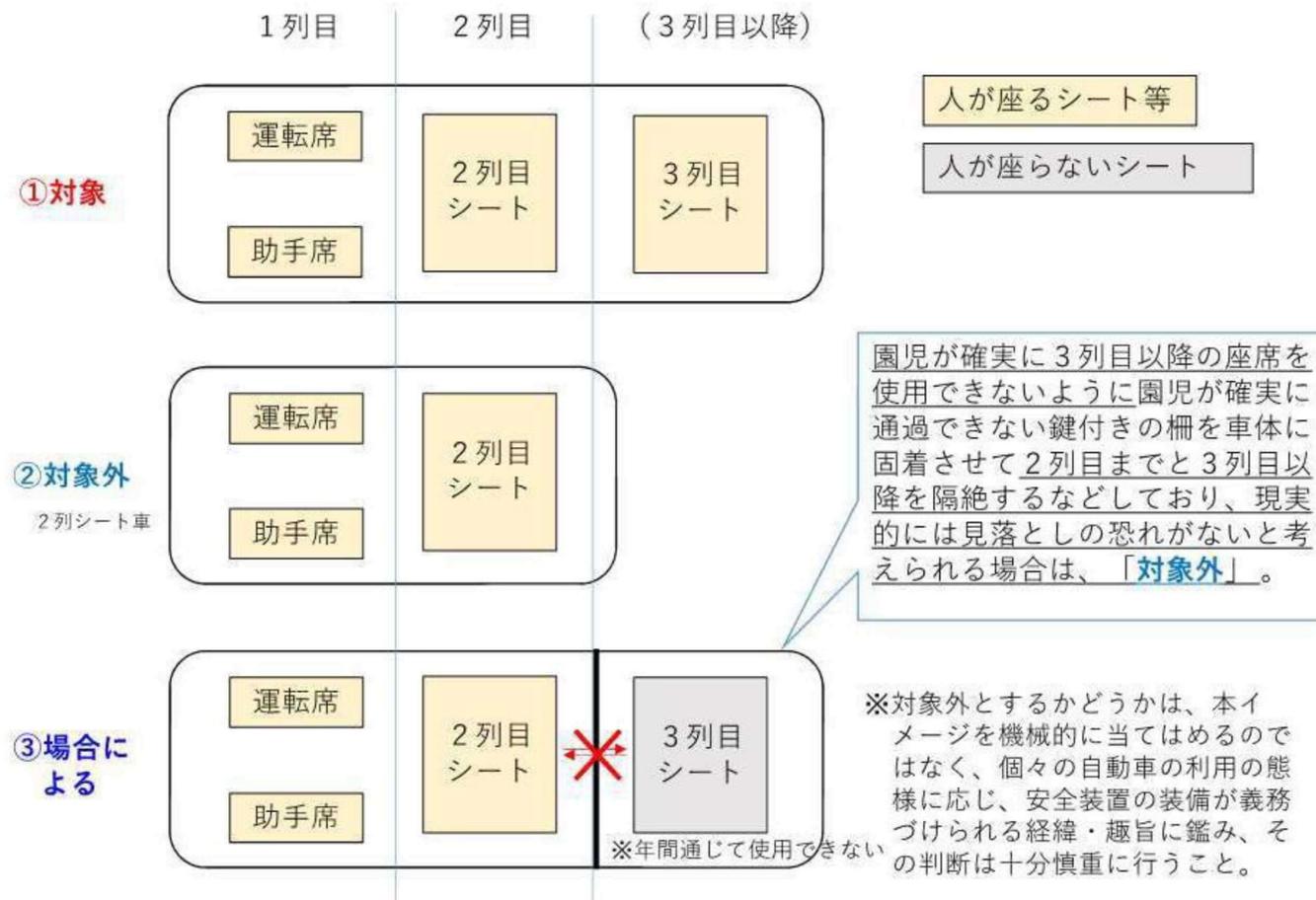
ブザー等の設置が義務となる自動車は、**原則、日常的に運行する通所を目的とした自動車のうち、座席が3列以上（運転席＋2列以上）の自動車** \*イメージを確認すること

#### ※設置するブザー等

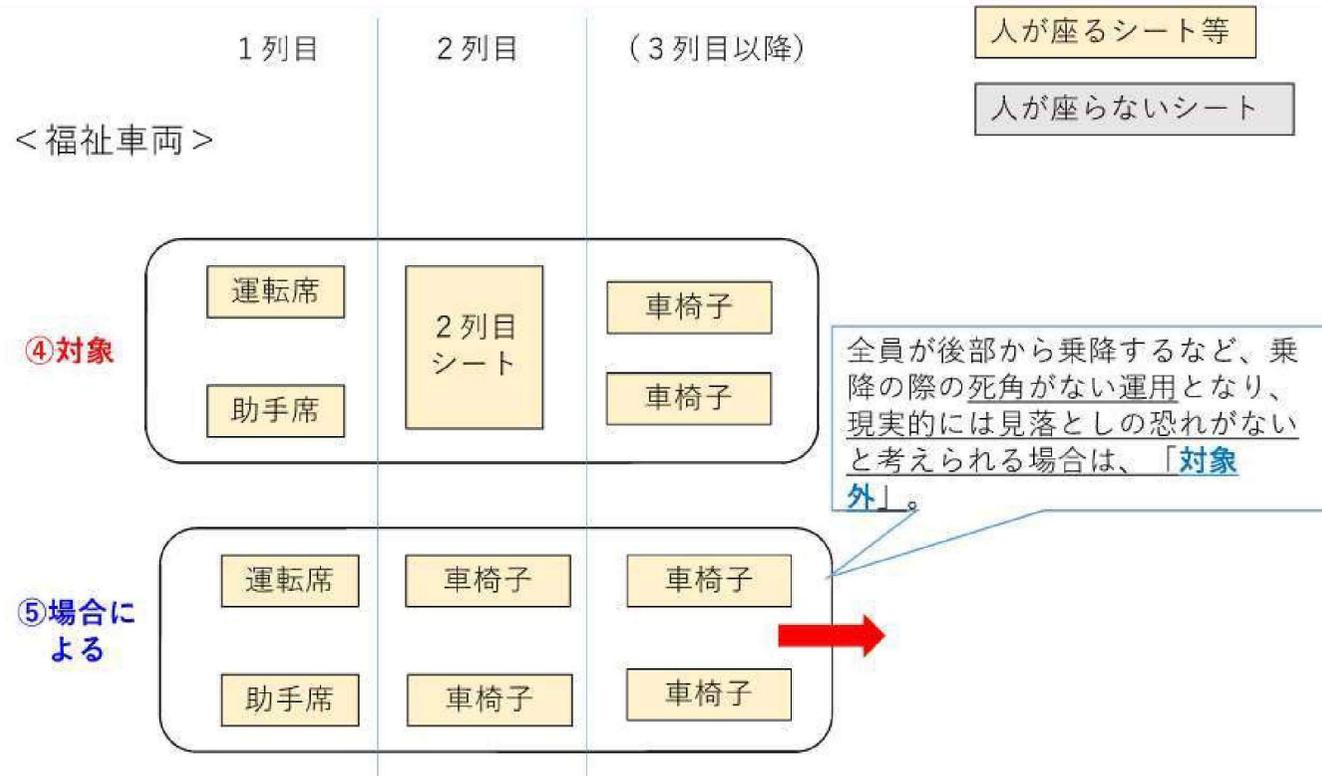
ブザー等は、国土交通省が策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものを設置すること。

上記ガイドラインに適合する装置のリストについては、こども家庭庁ホームページで確認。

## 安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①



## 安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②

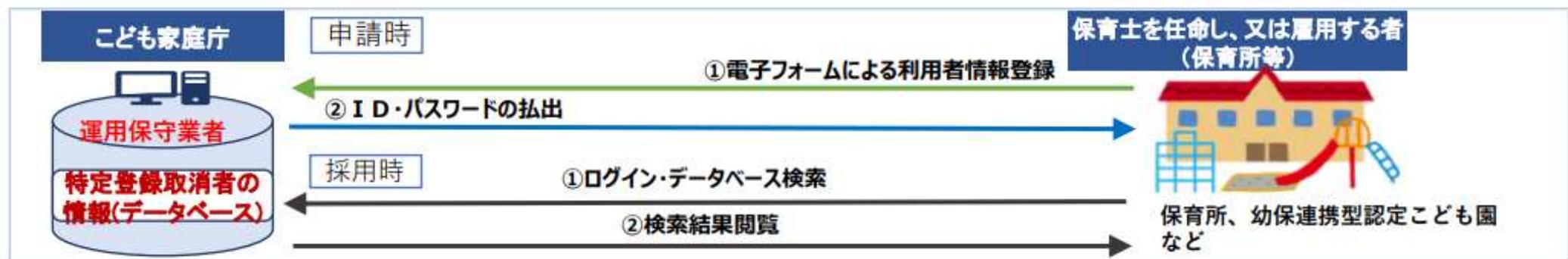


※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

## 保育士特定登録取消者管理システムの概要

- ・児童福祉法の令和4年6月改正により、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等（特定登録取消者）の情報をデータベース化。
- ・施設・事業者等に対し、**保育士を任命・雇用しようとするときは同データベースを活用することを義務付け。**  
※在職中の保育士は活用の対象外
- ・施行日は、**改正法の公布日から2年を超えない範囲で政令で定める日（令和6年4月1日）**

対象となる職	<b>保育士</b> ※ 保育士登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者
対象施設・事業者	<b>保育士を任命又は雇用する者</b> ※ 保育士を置くこと等が法令上明らかであり、所轄庁による指導監督権限が及ぶ施設・事業所
データベースに掲載・表示される情報	<b>児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等の以下の情報</b> ※ 氏名、生年月日、登録番号、取消年月日、取消事由、児童生徒性暴力等の類型（教育職員等児童生徒性暴力等防止法第2条第3項第○号）等
確認後の対応	<b>各事業者で適切に判断。</b> ※ データベースから得た情報を端緒として、採用面接等を通じて本人に経歴等より詳細な確認を行ったり、本人の同意を得た上で過去の勤務先に事実関係の確認を行うなど、法の趣旨にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。
データベースの利用方法	<b>対象施設・事業者の採用責任者がデータベースを検索して利用</b> ※ 但し、必ずしも継続的でなく保育士を任命・雇用する施設等であって、法令に基づき所轄庁へ毎年度の運営状況報告を行うものについては、個別の申請に応じてこども家庭庁がデータベースを検索し結果を回答。
取消情報の掲載期間	<b>少なくとも40年間</b> （「保育士」が登録資格となった平成15年11月まで遡って掲載）
情報管理	<b>罰則を含め、個人情報保護法に基づいて担保</b>



# 報酬改定により新設された減算事項について

## 障害児支援共通

- 情報公表未報告減算（R6.4.1～適用）
- 業務継続計画未策定減算（R7.4.1～適用）

## 児童発達支援・放課後等デイサービス

- 支援プログラムの作成・公表未実施減算（R7.4.1～適用）

## ⑨ 情報公表未報告減算【新設】〔全サービス〕※児者共通

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を新設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

## 単位数（新旧）

要・都道府県への基準適合の届出

【現行】  
なし

【改定後】

## 情報公表未報告減算【新設】

- ※児童福祉法第33条の18の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。
  - ・所定単位数の10%を減算（対象サービス：障害児入所施設）
  - ・所定単位数の5%を減算（対象サービス：障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）

## 施行規則

※児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）

## 【新設】

- 都道府県知事等は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から児童福祉法第33条の18の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。
- ※第18条の27・28（児発）、第18条の29（放デイ）、第18条の29の2（居宅訪問型児発）、第18条の30（保育所等訪問支援）、第25条の21（障害児入所施設）、第25条の26の6（障害児相談支援）

## ポイント

- 児童福祉法第33条の18においては、①事業者は、支援の提供を開始しようとするとき、支援の内容及び事業者・施設の運営状況に関する情報を都道府県知事に報告すること、②都道府県知事等は、当該報告の内容を公表すること を求めている（障害福祉サービス等情報公表制度。WAMNETの障害福祉サービス等事業所情報検索システムを通じて報告・公表）
- 本減算は、事業者が当該報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、基本報酬について所定単位数から減算するもの
- 本基準は、都道府県知事等が、指定更新申請時に、事業者が当該報告を行っていることを確認することとするもの。

## 【参照法令等】

報酬告示（通所）：別表第1の1の注6の2（児発）、別表第3の1の注6の4（放デイ）、別表第4の1の注8（居宅訪問型児発）、別表第5の1の注6（保育所等訪問）等  
報酬告示（入所）：別表第1の1の注3の4（福祉型）、別表第2の1の注3の4（医療型）

## ⑧ 業務継続計画未策定減算【新設】〔全サービス〕※児者共通

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

## 単位数（新旧）

【現行】  
なし



## 【改定後】

業務継続計画未策定減算【新設】

以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。ただし、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

（減算単位）所定単位数の3%を減算（対象サービス：障害児入所施設）

所定単位数の1%を減算（対象サービス：児童発達支援、放課後等デイサービス、

居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援）

## ポイント

- 本減算は、運営基準で求められる業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、基本報酬を減算するもの
- 複数の減算事由に該当する場合であっても、減算率は所定のものとする
- 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援については、令和7年3月31日までの間は減算は適用されない。また、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設については、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の両方の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間は減算は適用されない

## 【参照法令等】

報酬告示（通所）：別表第1の1の注6（児発）、別表第3の1の注6の3（放デイ）、別表第4の1の注7（居宅訪問型児発）、  
別表第5の1の注5の2（保育所等訪問）等

報酬告示（入所）：別表第1の1の注3の3（福祉型）、別表第2の1の注3の3（医療型）

## ②事業所の支援プログラムの作成・公表（基準・報酬）〔児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援〕

- 総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、運営基準において、事業所に対して、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）の作成・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。なお、1年の経過措置期間を設ける。

## 運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

## 【新設】

- 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（心身の健康等に関する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。（第26条の2・新設）

※1年の経過措置期間を設ける（令和7年3月31日までは努力義務）

※第71条、第71条の14により、指定放課後等デイサービス事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業についても準用

## 単位数（新旧）

【現行】  
なし



## 【改定後】

支援プログラム未公表減算 所定単位数の85%を算定

※ 児童発達支援に義務付けられている支援プログラムの作成・公表が未実施の場合（令和7年4月1日から適用）

## ポイント

要・都道府県への基準適合の届出

- 本基準は、総合的な支援の推進と事業所が提供する支援の見える化を図るため、事業所に対し、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした事業所における支援の実施に関する計画（支援プログラム）を作成し、その公表を求めるもの
- 支援プログラムの作成・公表が行われていない事業所については、基本報酬について85%を算定（15%を減算）するもの
- 支援プログラムについては、事業所が提供する発達支援における基本的考え方や支援の内容、関係機関連携や家族支援、インクルージョンの取組等の事業所の支援の全体像と方針について整理し記載すること。事業所の従業員の意見も聞いて作成すること  
※支援プログラムの参考様式について、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」でお示しする予定（令和6年度早期に改定・発出予定）
- 公表については、インターネットの利用その他の方法により広く公表すること。公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。なお、義務化・減算の施行は令和7年度からとなるが、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、取組を進めるよう努められたい

## 【参照法令等】

運営基準：第26条、第27条（児発）、第71条（放デイ）、第71条の14（居宅訪問型児発）

報酬告示：第1の注3（4）7の4（児発）、第3の1の注4の（4）（放デイ）、第4の1の注3の（3）

# 令和6年度報酬改定における加算の要件等について

## ※特に質問の多い項目

### 児童発達支援・放課後等デイサービス

- 児童指導員等加配加算
- 専門的支援体制加算/専門的支援実施加算

2. (1) 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

③ 児童指導員等加配加算【見直し】(児童発達支援、放課後等デイサービス)

○ 児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、配置形態(常勤・非常勤等)や経験年数に応じた評価を行う。

単位数(新旧)

【現行】

児童指導員等加配加算		
<児童発達支援センター(障害児)>		
理学療法士等を配置	区分に応じて	2.2~6.2単位/日
児童指導員等を配置	同	1.5~4.1単位/日
その他の従業者を配置	同	1.1~3.0単位/日
<児童発達支援事業所(障害児)>		
理学療法士等を配置	区分に応じて	7.5~18.7単位/日
児童指導員等を配置	同	4.9~12.3単位/日
その他の従業者を配置	同	3.6~9.0単位/日



【改定後】

児童指導員等加配加算		
<児童発達支援センター>		
<u>児童指導員等を配置</u>		
常勤専従・経験5年以上	区分に応じて	2.2~6.2単位/日
常勤専従・経験5年未満	同	1.8~5.1単位/日
常勤換算・経験5年以上	同	1.5~4.1単位/日
常勤換算・経験5年未満	同	1.3~3.6単位/日
その他の従業者を配置		
1.1~3.0単位/日		
<児童発達支援事業所(障害児)>		
<u>児童指導員等を配置</u>		
常勤専従・経験5年以上	区分に応じて	7.5~18.7単位/日
常勤専従・経験5年未満	同	5.9~15.2単位/日
常勤換算・経験5年以上	同	4.9~12.3単位/日
常勤換算・経験5年未満	同	4.3~10.7単位/日
その他の従業者を配置		
3.6~9.0単位/日		
※「経験」は児童福祉事業(幼稚園、特別支援教育を含む)に従事した経験年数		

ポイント

要・都道府県への届出(人材の配置)

○ 本加算は、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児の関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合において、配置形態(常勤専従・常勤換算)及び従業者の児童福祉事業等に従事した経験年数に応じて算定するもの

【主な要件】

- ・基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置(常勤専従又は常勤換算)していること
- ・「児童指導員等」とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員(心理学修了等)、視覚障害児支援担当職員(研修修了等)、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者をいう
- ・勘案する経験年数は、児童福祉事業(幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育を含む)に従事した経験年数とする。なお、本加算における経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものとする

○ 常勤換算の場合、児童指導員等とその他の従業者、経験年数5年以上の者と5年未満の者を組み合わせて配置する場合、低い区分の単位数を算定する

○ 本加算は常時見守りが必要な障害児への支援等の強化を目的としていることから、算定の対象となる児童指導員等及びその他の従業者については、サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあたることを基本とする

【参照法令等】

報酬告示：第1の1の注8(児発)、第3の1の注7(放デイ) 基準告示(270):1の3(児発)、7(放デイ)

## ④専門的支援体制加算／⑤専門的支援実施加算【専門的支援加算・特別支援加算の見直し／新設】【児童発達支援、放課後等デイサービス】

- 専門的支援加算及び特別支援加算について、専門人材の活用とニーズを踏まえた計画的な専門的支援の実施を進める観点から、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価を行う。

## 単位数（新旧）

## 【現行】

## 専門的支援加算

<児童発達支援センター（障害児）>  
 理学療法士等を配置 区分に応じて22～62単位/日  
 児童指導員を配置 同 15～41単位/日

<児童発達支援事業所（障害児）>  
 理学療法士等を配置 区分に応じて75～187単位/日  
 児童指導員を配置 同 49～123単位/日

※ 専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合

## 特別支援加算 54単位/回

※ 理学療法士等を配置して、専門的支援を計画的に行った場合（専門的支援加算を算定している場合は算定できない）

## 【改定後】

## 専門的支援体制加算…①

<児童発達支援センター> 区分に応じて15～41単位/日  
 <児童発達支援事業所（障害児）> 同 49～123単位/日

## 専門的支援実施加算 150単位/回（原則月4回を限度）…②

※①専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合

②理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合（専門的支援体制加算との併算定可能。利用日数等に応じて最大月6回を限度（放デイは月2回～最大月6回を限度）

## ポイント 要・都道府県への届出（人材の配置）

- 専門的支援体制加算及び専門的支援実施加算は、理学療法士等による支援が必要な障害児への専門的な支援の強化を図るために、基準の人員に加え、理学療法士等の専門職員を配置している場合（体制加算）及び、専門職員による個別・集中的な支援を計画的に実施した場合（実施加算）に、それぞれ算定するもの（両加算を併せてとることが可能）

## 【主な要件】

## &lt;専門的支援体制加算&gt;

・基準の人員に加え、専門職員として理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（※）、児童指導員（※）、心理担当職員（心理学修了等）又は視覚障害児支援担当職員（研修修了等））を1以上配置（常勤換算）していること

（※）保育士・児童指導員は資格取得・任用から5年以上児童福祉事業に従事したものに限り

## &lt;専門的支援実施加算&gt;

・理学療法士等を配置（常勤換算でなく単なる配置で可。基準人員等によることも可）し、個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が、専門性に基づく評価・計画に則った5領域のうち特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援を行うための専門的支援実施計画を作成し、当該計画に基づき支援を行うこと。

なお、専門的支援は個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団（5名程度まで）又は基準人員を配置した上での小集団（2まで）の組み合わせによる実施も可とする。また、専門的支援の時間は同日の支援時間の全てとする必要はないが、30分以上を確保すること

・計画の実施状況の把握を行うとともに、対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うこと

・計画の作成・見直しに当たって、対象児及び保護者に対し説明するとともに同意を得ること

・対象児ごとの支援記録を作成すること

- 専門的実施加算について、当該事業所における対象児の月利用日数に応じて月の算定限度回数を設定

児童発達支援：限度回数4回（月利用日数12日未満の場合） 同6回（同12日以上の場合）

放課後等デイサービス：限度回数2回（月利用回数6日未満の場合） 同4回（同6日以上12日未満の場合） 同6回（同12日以上の場合）

# 特定障害児通所支援の総量規制について

## 総量規制について

障害児福祉サービスの供給が地域のニーズに対して過剰なものとならないよう、指定権者は、事業者の指定に当たっては、指定を拒否することができる総量規制の仕組みが設けられている。

(児童福祉法 第21条の5の15)

## 総量規制の対象となる障害児福祉サービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス

# 特定障害児通所支援の総量規制について

## 本県における総量規制について

○対象サービス                      児童発達支援

○対象県域

- ・宮崎東諸県（宮崎市、綾町、国富町）
- ・都城北諸県（都城市、三股町）
- ・日南串間（日南市、串間市）
- ・日向入郷（日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村）
- ・宮崎県北部（延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町）

○実施時期

令和7年10月1日～